旭市七夕市民まつりでの車両通行には通行許可証が必要です

七夕市民まつりの期間中は、会場周辺で交通規制が行われます。今年から規制区域が変更され、原則規制区域内の横断ができなくなりました。

仕事などで規制区域内を通行する車両は、通行許可証が必要ですので申請してください。

規制日時／８月６日(木)、７日(金)　午後５時～10時
必要書類など／申請書正・副１部(旭警察署にあります)、運転免許証・車検証の写し、通行箇所図(各２部)、印鑑
申請期限／７月24日(金)
受付時間／月～金曜日　午前８時30分～午後５時
※祝日を除く。

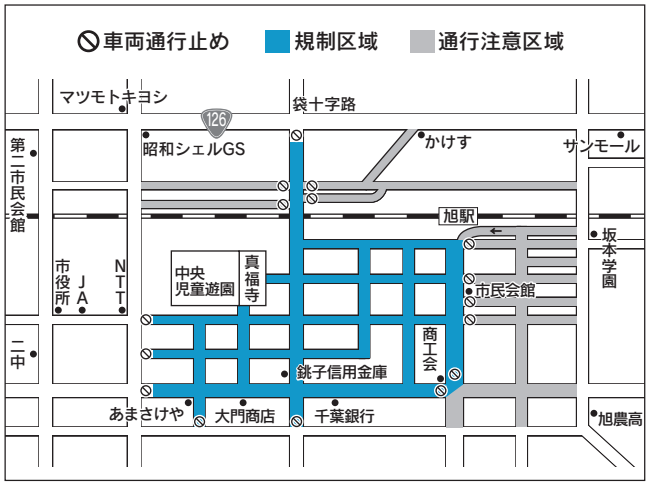

申請・問い合わせ先
旭警察署交通課(☎64-0110)

健康診査を受診し“自分の健康”を確認しよう「国民健康保険(国保)特定健康診査」「後期高齢者健康診査」

35～74歳の国保加入者を対象とした国保特定健康診査と、75歳以上の人を対象とした後期高齢者健康診査を実施しています。

健診を受けないと、生活習慣病の発見が遅れ、医療費の高額化につながる可能性があります。10年後も元気でいるために健診を活用しましょう。

個別健診

実施期限／９月30日(水)
場所／旭・匝瑳市内にある指定の医療機関
※医療機関名は、受診票または市ホームページで確認するか、問い合わせてください。

集団健診

実施期間／７月22日(水)～31日(金)、９月25日(金)～30日(水)
場所／旭市保健センター
受付時間／午前８時30分～11時15分

〈共通事項〉
健診項目／問診、身体計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査、腹囲測定(特定健康診査のみ)
費用／無料
持ち物／受診票、被保険者証
注意事項／●新規に受診を希望する75歳以上の人と、昨年度に人間ドックを受けた人は、申し込みが必要です。
●本年度、人間ドックやＪＡ健診を受ける人は、内容が重複するので受けられません。

申し込み・問い合わせ先
保険年金課国民健康保険班(☎62-5401)

まちづくりのはなし
第１回

今号から始まる「まちづくりのはなし」。まちづくりを進めていくためには、都市全体や身近にあるまちを将来どのようにしていきたいか具体的に考えていくことが重要です。

このシリーズでは６回にわたり、まちづくりの仕組みを分かりやすく発信していきます。

まちづくりのルール

市民の皆さんが安全に安心して暮らしていけるよう、また同時に自然環境や農地も守っていけるようなまちづくりを目指した都市計画という「まちづくりのルール」があります。

都市計画は、最初に「都市計画区域」というルールを定める区域を決めます。この区域内において、土地の用途や都市計画施設などを検討することで、効率的なまちづくりを進めることができます。

市では今後も安全安心なまちづくりを目指し、現在都市計画区域に指定されていない海上地域、飯岡地域、干潟地域を含めた市全域を視野に、都市計画の見直しを進めていきます。

次回は「建物の建て方のルール」の話です。

問都市整備課都市計画班(☎62-5355)